

独立行政法人日本学生支援機構
平成27年規程第16号
最近改正 令和6年規程第11号

リスク管理規程を次のように定める。

平成27年3月31日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

リスク管理規程

(目的)

第1条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、目標の達成を阻害する可能性を有する要因（以下「リスク」という。）を的確に把握し、その発生可能性の低減化又は発生した場合の損失・被害の最小化を図るための措置を行う。これにより、機構の目標の達成及び業務の適正確保を図るため、機構におけるリスク管理全般に必要な事項を定めることを目的とする。

(基本的方針)

第2条 リスク管理に当たっては、経営の健全性確保、安定的な事業継続並びに人命優先及びコンプライアンス精神の遵守を図る観点で行うことを基本的な方針とする。

2 役職員等は、リスクの顕在化予防を考慮しつつ、業務をリスク管理の観点から適切に遂行しなければならない。

(体制)

第3条 理事長は、機構の最高責任者として、機構のリスク管理を統括し、一元的なリスク管理体制の構築、推進（教育等を含む。以下同じ。）を指揮する。

2 理事長代理は、リスク管理総括責任者としてリスク管理に係る全ての業務を総括する。

3 各理事は、担当する業務のリスク管理が適切に遂行されるよう部等（組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第6条又は第4章の2の規定により設置される組織をいう。以下同じ。）を指揮監督する。

4 部等の長は、リスク管理責任者として、部等が分掌する業務（組織運営規程第8条から第20条の4までに規定する業務をいう。以下同じ。）のリスク管理を統括する。

5 部等は、リスク管理担当部署として、分掌する業務のリスク管理を適切に実施する。

(管理するリスク)

第4条 理事長は、次に掲げるリスクを的確に管理するものとする。

(1) 法令等の遵守に関するリスク 機構の役職員が遵守すべき独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）等の関係法令、業務方法書（平成16年4月1日文部科学大臣認可）及び諸規定並びにその他法令の遵守が徹底されないことによ

り、機構が損失を被るリスクをいう。

- (2) 利用者保護等管理に関するリスク 機構の実施する事業の利用者(以下「利用者」という。)への説明、利用者サポートの提供及び利用者情報の保護等利用者保護等の管理を適切に行わないことにより、利用者の利益を損ない、その結果として機構が損失を被るリスクをいう。
- (3) オペレーション・リスク 機構の業務の過程、役職員の活動若しくは情報システムが不適切であること又は外生的な事象等により機構が損失を被るリスクであって、次に掲げるリスクをいう。
- ア 事務リスク 機構の役職員が正確な事務を怠ること又は事故若しくは不正等を起こすこと等により機構が損失を被るリスクをいう。
- イ システム・リスク 情報システムのダウン又は誤作動等情報システムの不備等に伴い、機構が損失を被るリスクをいう。
- ウ 災害に伴うリスク 自然災害等の発生に伴い、機構の業務が中断することにより機構が損失を被るリスクをいう。
- エ その他のリスク オペレーション・リスクのうち、アからウまでに定めるリスク以外のリスクをいう。
- (4) 奨学金に関するリスク 業務方法書第3条に定める奨学金貸与及び同第30条の2の2に定める奨学金給付に関するリスクであって、次に掲げるリスクをいう。
- ア 信用リスク 債務者における経済困難等による返還能力の低下により、機構の資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクをいう。
- イ 自己査定リスク 機構の行う資産査定が適切に実施されないことにより、適切な償却・引当が行われないリスクをいう。
- ウ その他のリスク 業務方法書第3条に定める奨学金貸与及び同第30条の2の2に定める奨学金給付に関するリスクのうち、ア及びイに定めるリスク以外のリスクをいう。
- (5) 資金調達に関するリスク
- ア 金利リスク 資産と負債における金利又は期間のミスマッチがある中で、金利の変動により、機構が損失を被るリスクをいう。
- イ 流動性リスク 資金の調達が困難になることにより、機構の資金繰りが逼迫するリスクをいう。
- (6) マネジメント・リスク 機構の業務における役員の不適切なマネジメントにより、機構が損失を被るリスクをいう。

(リスク管理委員会)

第5条 理事長は、リスク管理に係る基本方針、体制、推進の基本的事項及び緊急時の対応について検討、審議を行うため、リスク管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(リスク管理委員会の構成)

第6条 委員会は、理事長、理事長代理、理事、監事のうち理事長が指名する者、部等

の長（支部長を除く。）及びその他理事長が指名する者並びに理事長が必要と認めた場合に理事長が委嘱する外部有識者をもって構成する。

- 2 委員長は、理事長とする。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求めることができる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 委員会の事務局は、政策企画部総合計画課に置く。
- 6 本条に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、別途委員会で定める。

（リスク管理実施計画）

第7条 委員会は、毎事業年度、機構におけるリスク管理に関する実施計画を定めるものとする。

（リスクの洗い出し・評価）

第8条 リスク管理責任者は、分掌する業務のフロー図の作成、定期的な業務フローごとに内在するリスクの洗い出し及びその影響度や対応の優先順位等の評価を行う。その結果については、委員会等に報告する。

- 2 委員会等は、リスク管理責任者の報告内容を審議し、機構としての優先順位及び対応方針を定める。

（リスク対応）

第9条 リスク管理責任者は、リスクが顕在化した場合の、機構の損失・被害を最小化すべく、必要な計画（以下「リスク対応計画」という。）を立案し、委員会に提出する。

- 2 委員会は、前項のリスク対応計画を審議し、承認又は計画改善の指示を行う。
- 3 リスク管理担当部署は、承認されたリスク対応計画を主体的に実行する。

（モニタリング）

第10条 リスク管理責任者は、常時、リスクへの対応に関し自己点検を行う。その結果については、必要に応じ、委員会等に報告する。

- 2 委員会は、必要に応じ、リスク管理担当部署に対する内部監査の実施を検査室に求めることができる。
- 3 リスク管理責任者は、自己点検及び内部監査等で明らかになった問題点等について、委員会等に報告するとともに、速やかに是正・改善の処置を講じる。

（改善）

第11条 リスク管理責任者は、毎事業年度末に、リスク対応計画の実施状況について報告書を作成し、委員会に提出するものとする。

- 2 委員会は、前項の報告書について審議し、改善に関する指示を行う。

（雑則）

第12条 機構は、社会からの信頼を確保するために、機構内外での情報公開を適時適切に行う。

- 2 リスク顕在時の広報は、政策企画部広報課が窓口となり一元的に行う。

第13条 理事長は、リスク管理に関する知識の習得と理解増進のため、役職員に対し、

教育等を行う。

第14条 機構は、保有する施設について、適切に点検を行い、必要な整備を実施する。

第15条 この規程に沿った機構におけるリスク管理のサイクル(第7条から第11条までに定める一連の項目の実施をいう。)は、平成28年3月末までに第1回目を完了するものとする。

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年3月31日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成28年規程第17号）

この規程は、平成28年3月30日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第11号）抄
(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第18号）

この規程は、平成29年4月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構平成31年規程第14号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第13号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和2年規程第23号）

この規程は、令和2年8月27日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第19号）

この規程は、令和3年9月3日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和4年規程第27号）

この規程は、令和4年11月28日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和6年規程第11号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。